

単品スライド条項の運用について

最近の鋼材類及び燃料油の価格高騰に伴い、町発注工事に関し「那須町建設工事請負契約書第26条第5項」（単品スライド条項）の運用について、次のとおりとし、平成20年9月1日から適用することとしました。

1. 対象となる主要な工事材料

【鋼材類】－ H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等

【燃料油】－ ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

2. スライド適用の対象工事

実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて計算した変動額が、請負代金額の1%に相当する金額を超える工事。

3. 対象期間

(1) 適用開始日（9月1日）時点で継続中の工事

(2) 適用開始日以降、新規発注する工事（工期が2ヶ月以上のもの）

4. スライド条項の適用手続

(1) 申請時期、契約変更の時期

工期末の2月前までに申請 → 工期末に変更契約

(2) 証明書類の提出（必須）

受注者は、受注者が実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を提出する必要があります。

（注）燃料油について証明書類がそろわない場合は、主用途に用いた数量の証明書が提出されたときは、やむを得ない範囲で、その他用途に用いた数量への適用を認めることができます。

5. スライド額の計算で用いる単価

【鋼材類】－ 現場に搬入された月の実勢価格

（注）複数回にわけて搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均

【燃料油】－ 購入された月の実勢価格

（注1）複数回にわけて購入した場合は、月ごとの購入数量で加重平均

（注2）月ごとの購入数量が不明の場合は、工期中の各月の平均

6. スライド額の計算で用いる対象数量

- (1) 設計図面に記載された数量
- (2) 一式計上の工種で発注者の設計数量があるものは、発注者の設計数量
- (3) 各種資材の運搬のための燃料油で購入量が客観的に確認できるものは、当該数量

7. スライド額の計算

$$\begin{aligned} & \text{【鋼材類】} \{ \text{搬入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量} \\ & + \text{【燃料油】} \{ \text{購入月の実勢価格} - \text{設計時点での実勢価格} \} \times \text{対象数量} \\ & - \text{スライド前の請負金額の} 1\% \text{相当額} \\ \hline & = \text{スライド額} \end{aligned}$$

(注1) 実勢価格：県の労務資材単価及び市販の刊行物による単価に落札率を乗じたものを使用。受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が実勢価格で算出した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算します。

(注2) 鋼材類・燃料油は、それぞれの増額分が、スライド前の請負代金額の1%相当額を超える場合にスライド額計算の対象となります。

8. その他

- (1) 部分引渡しをした工事の部分、部分払の対象となった出来形部分等については、単品スライド条項を適用できません。
- (2) 工期末が平成20年12月1日以前である工事についての適用申請は、10月1日までとします。
- (3) 詳細については、栃木県の運用マニュアルに準ずることとします。

問い合わせ先

那須町役場総務課 契約検査担当 TEL 0287-72-6902 FAX 0287-72-1133
--